

意見書

平成 22 年 6 月 23 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ  
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム  
代表理事 小川 善美  
メールアドレス info@mcf.to  
電話番号 03-5468-5091  
(連絡先: モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「SIMロック解除に関するガイドライン(案)」に対する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。何卒よろしくお願い申し上げます。

別紙 1

「SIMロック解除に関するガイドライン（案）」  
に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

頁	項目	該当部分	意見
2~3	6 説明責任	事業者は、SIMロック解除によって実現される便益と留意点について利用者の理解を得るように努めるもの・・・	モバイルコンテンツ・モバイルサイトの多くで利用されているユーザ認証の仕組みとして、SIMカードに紐づく情報による契約者固有ID(呼称は様々でありユーザIDなど)によってユーザの課金額やサービスの利用履歴が管理されている。SIMロック解除により挙げられる「留意点」や「アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在」などを利用者に理解を求めるとしくは説明する場面においては、通信事業者が提供するサービスやアプリケーション等だけでなく、コンテンツプロバイダ・サイト運営者などが提供するサービスについても、留意点があることを、併せて説明されるよう、配慮されることを望む。
3	6 説明責任 (3)	役務の提供に係る契約を締結する場合には、使用される端末によっては、自社の提供するSIMカードが差し込まれたときに、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在することを、契約締結時点において、利用者に対して十分説明すること。	
3	8 その他 (1) プライバシー上のリスクに対する取組	コンテンツプロバイダが同一の利用者からのアクセスであることを継続的に確認するための仕組みについて、SIMロック解除に伴い、利用者の意図しない名寄せ等プライバシー上のリスクが増大する可能性があることから、事業者は、リスクを軽減するため所要の措置を講じるものとする。	<p>「コンテンツプロバイダが同一の利用者からのアクセスであることを継続的に確認する仕組み」とは、契約者固有IDを使った認証の仕組みを指していると解釈する。また、それがSIMロック解除に伴い、利用者が別の携帯電話端末にSIMカードを挿した上で、引き続きサービスを利用することを、なるべく簡便に行えるようにし、かつコンテンツプロバイダから見ても、利用者に継続的にサービスを使って欲しいために、携帯電話端末が変更されても、契約者固有IDが同一であれば、同一の利用者であると認識しつづける仕組みになるという前提があると解釈する。</p> <p>その上で、「利用者の意図しない名寄せ等のプライバシー上のリスク」とは、コンテンツプロバイダの立場が前述の解釈である場合、利用者に適切に案内・告知をした上でサービスを継続的に利用して貰うべく配慮をしていくべきであり、当然の措置を行ってリスクを最小限にするべきである。ただし、「利用者の意図しない名寄せ」は、コンテンツプロバイダの不正行為とも取れるものであり、不正行為を前提としたリスク軽減のための措置を講ずるのは、ややガイドラインでの要求事項としては不適切であると考えます。</p> <p>なお、契約者固有IDを用いた利用者認証の仕組みは、それを支えている通信事業者による厳格なSIMの販売（携帯電話の契約時の本人確認等）に依拠するものであり、利用者への通信料金の請求・回収はさることながら、コンテンツプロバイダの情報料を請求・回収する仕組みとして、契約者固有IDを利用する事業者の立場からは非常に優れた仕組みとなっている。</p> <p>名寄せ等のプライバシーリスクを軽減させる措置としては、この契約者固有IDを不変的なものとせず、可変的なものとするのが考え得るが、利用者自身がプライバシー漏洩のリスクを敬</p>

		<p>遠するのであれば、SIMの変更（携帯電話契約および電話番号の変更等）を行うことで、自動的に契約者固有IDも変更されることから、利用者自身の判断に委ねるべきとも考えられる。ただし、ナンバーポータビリティ制度なども導入された現在では、利用者としてはなるべくSIMを変更せず（電話番号を変更せず）に、各種のサービスを使い続けたいという状況であることを鑑みれば、利用者のリクエストに応じ、契約者固有IDが可変的なものとするとも、プライバシーリスク軽減の措置の選択肢として考えられる。</p> <p>コンテンツプロバイダは、契約者固有IDが、自身のサービスの利用者との良好な関係を維持するため、かつ利用者はサービス利便性を感じ、有効に利用されているものであることから、仮にそれが可変となる場合には、次のような点によって利用者の不利益が生じるため、利用者への十分な案内・説明が事前に為されるように要望したい。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者固有IDを変更することで、継続的に利用していたサイト・コンテンツ等のサービスが利用出来なくなる。</li> <li>・デジタルコンテンツ（音楽・コミック等）のコンテンツの利用・購入履歴がリセットされる。よって、利用者の自身が過去に利用したコンテンツが不明・忘失となり、一度購入したものを再度購入するといった事態が発生する。</li> <li>・当該サイト・コンテンツで登録した利用者の属性情報（性別や世代など）が、契約者固有ID変更により一旦リセットされるため、属性情報に応じて継続的に提供されていた情報が全てクリアされる（例えば、生年月日に応じて継続的に提供されてきた占い情報、月齢に応じた子育て関連情報、等）。また、</li> <li>・利用者の継続的なサービス利用により蓄積されてきたポイント等の価値が消滅する。</li> <li>・利用者の利用経過期間に応じて会員グレードが変化・上昇し提供されるサービスがグレードアップするような仕組みの場合、グレードがリセットされ、サービスの質は初期的な状態に戻る。</li> </ul> <p>また、契約者固有IDは現状容易に変更出来ない状況であることから、利用者側の不正行為の抑制力を持っている。例えば、掲示板サイトに不正な書き込みを続ける利用者が書き込みの権限を剥奪されたのち、別人格かのごとく再度不正な書き込みを続けようとする場合、契約者固有IDによって利用者を特定し権利を剥奪することで、書き込みを行えなくしている。つまり、固定的な契約者固有IDは抑止効果があると考えられる。何故なら、さらなる不正行為を行おうとするには、SIMそのものを別のものとするなり追加購入するなりして別人格を装うには、利用者の費用対効果の点で便益が低くなるためである。このことから、契約者固有IDをリクエストに応じて可変とする場合であっても、不正書き込み等への対策として、例えば、一定期間内は契約者固有IDの変更可能回数を制限する等の配慮が必要である。</p> <p>プライバシー上のリスクを軽減させる措置は重要な観点ではあるが、一方で利用者の不利益や不正行為が増大しないような措置を併せて望む。</p>
--	--	---

以上